

特定非営利活動法人

双葉の露

定 款

制定 2019年1月

特定非営利活動法人 双葉の露 定款目次

第1章 総則

- 名称
- 事務所
- 目的
- 特定非営利活動の種類
- 事業の種類

第2章 会員

- 種別及び資格
- 入会
- 入会金及び会費
- 会員資格の喪失
- 退会
- 除名
- 拠出金の不返還

第3章 役員

- 種別及び定数
- 選任等
- 職務
- 任期
- 解任
- 報酬等
- 顧問及び参与

第4章 会議

- 種類及び開催
- 構成
- 招集
- 会議で議決すべき事項
- 議長
- 定足数
- 議決
- 議事録

第5章 運営組織

- 委員会及び部会等

第6章 資産及び会計

- 資産の構成
- 資産の区分

資産の管理
会計の原則
会計の区分
事業計画及び予算
暫定予算
予算の追加及び更生
事業報告及び決算
事業年度

第7章 定款の変更及び解散

定款の変更
解散
残余財産の帰属
合併

第8章 公告の方法

公 告

第9章 雑則

施行細則

附 則

(定款の施行日)
(設立当初の役員)
(設立当初の役員の任期)
(設立当初の事業計画及び収支予算)
(設立当初の事業年度)
(設立当初の会費)

特定非営利活動法人 双葉の露 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人双葉の露という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道帯広市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」を所有者との同意と相互理解の下で「旧双葉幼稚園園舎」を愛する会員相互の協力により、市民財産としての重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」を維持、管理、保存、活用し歴史的建造物を活用した推進事業に係る幅広い分野で活動し調査研究及び教育普及活動を行い、社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」を愛する会員相互の協力により、重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」の管理、維持、保存、活用や歴史的建造物を活用した推進事業に関連して、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」を利用活用する事業
 - ②重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」の周知に関する事業
 - ③重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」の改修計画作成と改修
 - ④重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」の運営・管理
 - ⑤重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」に保存された資料の調査、研究
 - ⑥重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」に関連する敷地の維持管理
 - ⑦関係機関・団体及び企業との連絡・協調及び協働
 - ⑧この法人の事業に必要な資料の編纂及び刊行
 - ⑨その他法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ①物品の斡旋及び販売
2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行なうことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会 員

(種別及び資格)

- 第6条 この法人の会員は、正会員及び協賛会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。
- 2.正会員は、重要文化財「旧双葉幼稚園園舎」を愛する個人とする。
 - 3.協賛会員は、この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体(法人も含む)とする

(入 会)

- 第7条 この法人に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2.協賛会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2.会員は、この法人に納入した会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1)退会したとき
 - (2)除名されたとき
 - (3)この法人が解散したとき

(退 会)

- 第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
 - (2)この法人の目的趣旨に反する行為があったとき
 - (3)この法人の名誉を傷つけ又は運営に支障を及ぼすと認められたとき
 - (4)会費を1年以上滞納したとき

(拠出金の不返還)

- 第12条 会員は既納の会費、その他の拠出金及びこの法人の資産について、いかなる請求権も有しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員をおく。
- | | | |
|----|------|-------|
| 理事 | 7名以上 | 20名以内 |
| 監事 | 1名以上 | 2名以内 |

- 2.理事の中から代表理事1名・副代表理事2名以内を定めるものとし、常務理事7名以内を置くことができるものとする。

(選任等)

- 第14条** 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。
- 2.代表理事1名、副代表理事は理事の互選により選任する。
 - 3.常務理事は、理事会の承認を得て、理事のなかから選任する。
 - 4.理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 5.役員は法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
 - 6.役員に移動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

- 第15条** 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 2.理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて業務を執行する。
 - 3.副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 4.常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
 - 5.監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

- 第16条** 役員は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2.補欠又は増員により選出された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3.役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条** 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。
- 2.役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
 - 3.役員は報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

- 第19条** この法人に、顧問及び参与を若干名おくことができる。
- 2.顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
 - 3.顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 会議

(種類及び開催)

- 第20条** 会議は総会及び理事会とする。
- 2.総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認められたとき
 - (2)正会員の5分の1以上からの請求があったとき
 - (3)第15条第5項の規定により、監事が招集したとき
- 4.理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第21条** 総会は正会員をもって構成する。
- 2.理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第22条** 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、代表理事が招集する。
- 2.会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に議決すべき事項)

- 第23条** 総会には次の事項を議決する。
- (1)事業計画及び活動予算
 - (2)事業報告及び活動決算
 - (3)役員を選任又は解任
 - (4)定款の変更
 - (5)解散又は合併
 - (6)その他運営に関する重要事項
2. 理事会は次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議長)

- 第24条** 総会の議長は出席した正会員から選任する。
2. 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第25条** 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第26条** 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 2.正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
 - 3.前項の規定により表決した、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条** 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)会議の日時及び場所
 - (2)正会員又は理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者数付記）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

第28条 この法人は事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2.委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則を定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金及び寄付品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第43条 この法人に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

第9章 雑則

(施行細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事	遠藤 崇浩	理事	河西 道世
副代表理事	大野 清徳	同	齊川 誠太郎
同	萩原 一宏	同	川村 善規
理事	川田 ノリ子	監事	上徳 善也

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から2020年度の最初の通常総会までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、法人成立の日から2020年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	会費年額	10,000円
(2) 個人協賛会員（一口）	会費年額	2,000円
(3) 団体協賛会員（一口）	会費年額	20,000円